

在日米国商工会議所金融サービス委員会
 金融商品取引法政令・内閣府令案に対する意見
 (2007年5月16日)

1. 証券業関連

No.	該当条文	議題	コメント
1-1	金商法 第42条の2第2項 金商業等府令案 第136条第1項イ (4) 監督指針案 VI-2-2-1(2)③	複数の運用財産相互間取引	<p>いわゆる「クロス取引」の禁止の適用除外を定めた政令及び監督指針案は、これを更に明確化し、過度に狭義に解釈されることを回避すべきである。「公正な価格」の意味するところを懸念している。市場価格が公表されていない場合「公正な価格」とは何を指すのかが必ずしも明確ではない。下記を明確にしていきたい。</p> <p>(1) 金融商品取引業者が「公正な価格」の要件を充足する方法。</p> <p>(2) 新政省令をもって、現行の投資一任業者と投資信託委託業者に適用される規定の整合性が図れているか。</p> <p>(3) クロス取引禁止の適用除外には、クロス取引の対象となる双方の運用財産の権利者全員の同意は必須か、あるいは、権利者全員へ取引内容の開示のみで充足するか。</p> <p>最後に、日本証券投資顧問業協会の現行のセーフハーバー・ルールを全ての許容可能なクロス取引に導入することをご検討いただきたい。</p>
1-1(a)	同上	同上	<p>監督指針案VI-2-2-1(2)③イは、クロス取引禁止の適用除外の場合として「異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売り買いの注文…」と規定し、同一のファンドマネージャーが同一銘柄の売り買いを同時に行なわないことを前提にしている。しかし、あるファンドへの資金流入と別ファンドからの流出により、ファンドマネージャーが同日に同銘柄の売り買いの発注を行うケースはあり、こうした現状を踏まえると、「異なるファンドマネージャー」を条件とする理由はなく、「合理的な目的のために同日に同銘柄の売り買い注文を行なう際は」と修正すべきと考える。</p>
1-1(b)	同上	同上	<p>監督指針案VI-2-2-1(2)③イはクロス取引禁止の適用除外の条件として「トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。」と定めるが、「トレーダーに執行についての裁量を与えられていない」というのは明瞭さを欠く。金商法が投資運用業者に</p>

No.	該当条文	議題	コメント
			<p>「最良執行」義務を課している一方、本監督指針案では運用業者が投資家のために「最良執行」をするための取引の最適時を選択する裁量までも許していないように解釈できる。本監督指針案ではむしろ投資運用業者のトレーダーに対し、ファンドマネージャーからの注文を、市場環境を考慮せずにブローカーに送ることを義務付けているように読める。そこで、クロス取引禁止の適用除外の条件と最良執行義務との相関性を明確化していただきたい。</p>
1-1(c)	同上	同上	<p>ガイドラインVI-2-2-1(2)③ハはクロス取引禁止の適用除外の条件として（ザラ場における売りと買いの注文について、）「その発注時刻に相当程度の間隔がある取引」であることを定めるが、「相当程度の間隔」が明らかではない。買い注文と売り注文との間に10分の間隔を置いた取引にセーフハーバーを設けること、そして10分以内に行なわれたクロス取引でも必ずしも絶対禁止ではないことを明示することを提唱する。</p>
1-2	<p>金商法 第2条第8項第3号 定義府令案 第16条第1項第2号</p>	関係外国運用業者	<p>金融商品取引業者が関係外国運用業者から委託を受けて行う有価証券の売買が金融商品取引業から除かれ（除外規定がなければ第一種金融商品取引業登録を必要としていた）たことを支持する。しかし、かかる業務の位置付け、例えばこれが付随業務として扱われるのかにつき明確化していただきたい。更に、関係外国運用業者から受けて行うトレードにあたり遵守しなければならない要件（帳簿、記録保管義務等）を明確化していただきたい。</p>
1-3	<p>金商法 第39条第3項 第42条の2第6項 金商業等府令案 第126条第1項第8号</p>	顧客に対する損失補填のセーフハーバー	<p>投資運用業者の事故に起因して顧客に生じた損失の補填に関する定めは、投資運用業者一証券投資信託、その他の集団投資スキーム（その拠点が日本の国内外であることを問わない）、または投資一任勘定の投資運用業者一が、かかる損失補填にあたり、財務局に事前の事故確認申請を行うことを要件とするものではないと理解しており、かかる点をご確認いただきたい。</p> <p>事故に起因する損失の補填につき、金商法第39条第3項、金商業等府令案第126条第1項第8号は損失補填金額が寡少である場合の除外規定を設け、「一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき」には財務局への事前の事故確認申請は不要であると理</p>

No.	該当条文	議題	コメント
			<p>解する。かかる規定を有意義なものにするには、その定める金額があまりに寡少と考える。かかる金額は、口座の残高の一定割合（例えば10bps等）に設定することを提唱する。更に、事前の事故確認申請ではなく、財務局への速やかな事後報告または少なくとも「file and use」と呼ばれる通知制度への変更をご検討いただきたい。最後に、「顧客」とはそれが個人でない場合には「取引」を指すことを明確化していただきたい。</p>
1-4	<p>金商法 第37条の4 金商業等府令案 第82条第1項及 び第101条第1項</p>	<p>投資運用業者と販売業者による書面の交付</p>	<p>契約締結時または解約時に顧客に交付されるべき書面は、販売業者と運用業者の両者による交付を要するかについて明確化していただきたい。販売業者が必要な書面を顧客に交付することをもって本規定が充足するとみなすべきと考える。</p>
1-5	<p>金商法金商業等 府令案 第164条第1項第 17号 金商業等府令案 第178条第2項第 4号 監督指針案VI- 2-2-1(2)② 2-2-5(1)② 2-3-1(2)② 2-4-1(2)②</p>	<p>投資信託、投資一任口座、 関係外国運用業者が運用する ファンド／口座との一括 発注</p>	<p>複数の運用財産に係る一括注文につき、投資運用業者界では現状大きな混乱が生じている。日本の投資運用業者からの委託を受けた関係外国運用業者が運用する投資信託、一任勘定（投資一任口座と海外に拠点を置く集団投資スキームのビークルを含む。）のための一括注文が許容されることを確認させていただきたい。投資信託勘定と投資一任勘定の運用者によるかかる一括注文が許容されることで、価格の差異を回避し、口座間の公平性の実現が可能になる。</p>
1-6	<p>金商法</p>	<p>投資顧問業法第15条に定め</p>	<p>資産運用業者に関して規定の情報開示が行なわれた場合、関連情報の提出義務が履行されたとみされる（換言すればいわゆる「15条書面」を別途交付する必要はない）ことを</p>

No.	該当条文	議題	コメント
	第37条の3及び 第37条の4 金商業等府令案 第101条第1項	る書面	確認させていただきたい。更に、新制度下においてはこうした情報を「特定投資家」に交付する義務はないことをご確認させていただきたい。
			削除
1-8	金商法 第42条の3 金商業等府令案 第138条	投資運用業の範囲と委任/外部委託	「投資運用業」の構成要素の一部であるファンドの運用報告書の作成や議決権の代理行使の実施等の業務の、金融商品取引業者以外への委託が許容されることをご確認させていただきたい。
1-9	金商法 第46条の2 第47条 金商業等府令案 第164条第1項第 17号 第188条第2項	発注伝票の保管	投資運用業者がその作成保管を義務付けられる法定帳簿から発注伝票を削除して頂きたい。投資運用業者、特に小規模な投資一任業者にとって、法定帳簿に発注伝票が含まれることは事務経費の増加と負荷につながる。発注伝票が法定帳簿から削除されない場合には、効率の低下と不必要な重複を回避するため、別途作成が義務付けられる運用明細書等の他の書面をもってかかる要件を充足するとみなしていただきたい。更に、発注伝票に関する投信法との整合性をご勘案いただきたい。
1-10	金商法 第44条	ファイアウォール	日本で事業を営む外資系金融機関にとって「ファイアウォール」に関する事項は最大の関心事であることをご認識いただき、この事項につきできるだけ明確なご示唆をいただきたい。政省令の施行後は、従来、法人を分離し個別に登録・認可を受けていたものが、一法人で二以上の種別の業務を行うケースが増加すると想定している。ファイアウォールは金商法で定める禁止事項の抵触防止の目的のために必須の場合を除き、第一種、第二種、投資運用及び/またはその他の金融商品取引業務を行う一法人内のビジネスユニット間でのファイアウォールが義務付けられることはないと考えており、この点

No.	該当条文	議題	コメント
			をご確認いただきたい。
1-11	金商法 第35条第1項第13号 第35条第2項第2号 第42条の6 証取法施行令 第16条の13	投資運用業の付随業務	為替オーバーレイ業務及び通貨別資産の配分に関する助言業務は、投資運用業の付随業務であることをご確認いただきたい。 投資運用業者は、融資のアレンジ（投資運用業者が運用するファンドとレンダーの間の媒介業務）をすることは第42条の6に抵触しないことをご確認いただきたい。 一任勘定の顧客の勧誘が「投資運用業」に包含されることをご確認いただきたい。
1-12	金商法 第28第2項	第二種金融商品取引業の業務の範囲	第二種金融取引業者は、第一種金融商品取引業や信託受益権販売業登録を要することなく、外国投信または外国籍の集団投資スキーム持分(海外のリミテッドパートナーシップ持分等)の販売・勧誘行為に従事できることをご確認いただきたい。
1-13	金商法 第63条第1項第1号ハ 定義府令案第17の12 金商業等府令案第242第2項イ	適格機関投資家等特例業務	投資家数を合計するにあたり、LLP/LPSは一適格機関投資家等（適格機関投資家としての届出を前提とする。）として数えられ、適格機関投資家等以外の投資家が49名以下となる限り、ファンドマネージャーは金商法第29条に定める適格機関投資家等特例業務該当性を充足することをご確認いただきたい。
1-14	金商法 第29-2第2項	自己資本規制	一部の外国法域では、資本金という概念が存在しない。これは、日本において外国会社の支店形態で事業を営む業者にとりジレンマとなっている。外国会社の支店については日本への持込資本金のみを要件とし、最低資本金の要件をはずしていただきたい。

No.	該当条文	議題	コメント
	証取施行令案 第15の7		
1-15	金商法第29条の 2第2項代2号 第31条第3項 金商業等府令案 第9条第4号	利害関係人等の状況表	<p>現行の投信法では、毎年3月末現在の利害関係人等の状況表が法定帳簿とされているが、金商法施行後は投資運用業者にこれは法定帳簿とされていない。但し、同様の書類の添付が登録時点で求められており、金商法第31条第3項によれば、かかる書類の記載内容の変更の都度これを届出を求められているように読める。</p> <p>1) 特定関係者の状況表は、金商法第31条第3項に定める登録申請書の内容の変更の届出の対象とならないことを明確化していただきたい。</p> <p>なお、かかる要件が課す外資系金融機関への負担をご勘案いただきたい。</p>
1-16	金商法第40条の 2. 金商業等府令案 第164	最良執行方針と情報開示	<p>投資運用業者が最良執行方針を確立しこれを顧客に開示する義務があるかにつき明確化していただきたい。</p>
1-17	金商法 第37条の3第3項 金商業等府令案 第81条	契約締結前交付書面	<p>現行の投資顧問業法では、投資顧問業者に会社の概要（投資顧問業法に定める事項を網羅する）を記載した定型書面（第14条書面）を作成し、これを契約締結前に顧客に交付している。金商法及び関係政省令施行後は、投資助言・代理業、投資運用業及び第一種金融商品取引業を兼業する業者は、当該会社が営む全業種に関する事項を記載した書類の作成が義務付けられることになる。しかし、かかる場合には、投資運用業者は、当該顧客との契約に関係する種別の業務についての情報のみを記載した書類の交付で足りることを明確化すべきである。</p>
1-18		兼業の承認	<p>金融商品取引業者は、既に承認を受けている兼業について新たに認可を取得する必要はなく、登録時に単に承認済みの兼業について明記すれば足りることを確認していただきたい。</p>

No.	該当条文	議題	コメント
1-19	-	施行日	投資家とりわけ一般投資家へ交付する開示資料の印刷準備のため、政省令公布日と施行日との間には6ヶ月の猶予を設けていただきたい。
1-20	金商法 第2条第8項 証取法施行令案 第1条の8の3	金融商品取引業	<p>一部の企業グループにおいては、グループ企業の一部が、他のグループ企業のために、ヘッジ目的の通貨、利率その他のデリバティブを行う場合がある。</p> <p>企業グループに属する他の企業のためにデリバティブ取引を行うことは、以下の条件が満たされる限り、金融商品取引業に該当しないことの確認をいただきたい。</p> <p>①当該企業が企業グループ外の企業のためにデリバティブ取引を行うことはないこと</p> <p>②当該デリバティブ取引は純然たるヘッジ目的であり、投機目的でないこと</p>

2. 保険業関連

No.	該当条文	議題	コメント
2-1	金商法 第34条	告知方法	金融商品取引法第34条に「特定保険契約等を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る特定保険契約等を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。」とあるが、告知の方法は、書面に限らず、口頭あるいはホームページ等に明示する方法でもよいと理解してよいか、ご確認いただきたい。
2-2	銀行法施行規則 等の一部を改正する 内閣府令案 第234条の9 金商法第34条の3 第2項第4号イ 金商法第45条 保険業法施行令 案 第16条	行為規制の適用除外	「準用金商法第34条の3第2項第4号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金商法第45条各号に掲げる規定は、対象契約に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。」とあるが、法第45条第1号に掲げる規定のうち、「第38条第3号から第5号まで（不招請勧誘の禁止、勧誘受諾確認義務、再勧誘禁止）については、令第16条の4各項により、特定保険契約には適用されないこととなっているため、除外してもよいと理解してよいか、ご示唆をいただきたい。
2-3	保険業法施行令 案 第44条の5第2号 金商法 第37条第1項第3 号	顧客の判断に影響を及ぼす 重要事項	準用金融商品取引法第37条第1項第3号に規定する政令で定めるものとして、「顧客が行う特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該指標、および当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」とあるが、ここでいう「指標」とは、例えば、投資信託商品における投資方針で明示する特定の「ベンチマーク」や「10年国債利回り」といった具体的なインデックスをさすのではなく、株式、債券、外国為替などの相場等をさすと理解してよいか。
2-4	保険業法 第300条の2	告知義務	「金融商品取引法第3章第1節第5款の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、・・・（中略）・・・、それぞれ準用する。」とあり、

	金商法 第34条		<p>ここでは、「保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う保険募集人」は挙げられていない。すなわち、金商法第34条の「特定投資家への（自己を特定投資家以外の顧客として取り扱う申出ができる旨の）告知義務」は、特定保険契約を締結する保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が負うものであり、特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う保険募集人（代理店を含む）が負うものではない、理解してよいか、ご示唆をいただきたい。</p> <p>また、当該告知義務を、保険募集人（代理店を含む）によらず、保険会社等が負う場合、保険会社が保険募集に立ち会わない実情を鑑みると、その告知の方法は、HP等への記載等の方法でも差し支えない、と理解してよいかご確認いただきたい。</p>
2-5	金商法 第34条、第45条		<p>特定保険契約の相手方が、特定投資家あるいは一般投資家であっても、保険については、商法、保険業法、監督指針等の規定により、実務上の差異は発生しないため、法第34条、法第34条の2、法第34条の3、法第34条の4および法第45条の規定は、実効性がないのではないかと。ゆえに、法第34条の5の規定に基づき、政令で特定保険契約等については適用除外するなどの実務に則した適切な措置を講じていただきたい。</p>
2-6	保険業法施行令 案 第44条の5 保険業法施行規則案 第234条の17		<p>（広告規制、契約締結前交付書面、契約締結時書面における手数料等の表示方法） 「（保険業法施行）令第44条の5第1号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価の合計額又はその計算方法とする。」とあるが、新契約費、死亡保障、契約維持費等のコストを考慮したうえで確定した積立利率や投資元本に対する満期金の実質利回りを表示している場合、そのコストについては「顧客が支払うべき対価」には該当しない、と考えてよいか。</p>

略称：

金商法= 金融商品取引法

金商業等府令案 = 金融商品取引業務に関する内閣府令

定義府令 = 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令